

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年8月3日(2017.8.3)

【公表番号】特表2016-516751(P2016-516751A)

【公表日】平成28年6月9日(2016.6.9)

【年通号数】公開・登録公報2016-035

【出願番号】特願2016-506282(P2016-506282)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/644	(2015.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/724	(2006.01)
A 6 1 K	47/40	(2006.01)
A 6 1 K	36/76	(2006.01)
A 6 1 K	36/28	(2006.01)
A 6 1 K	31/235	(2006.01)
A 6 1 K	31/353	(2006.01)
A 6 1 K	31/352	(2006.01)
A 6 1 K	31/192	(2006.01)
A 6 1 K	9/19	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 2 3 L	33/10	(2016.01)

【F I】

A 6 1 K	35/644	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 K	31/724	
A 6 1 K	47/40	
A 6 1 K	36/76	
A 6 1 K	36/28	
A 6 1 K	31/235	
A 6 1 K	31/353	
A 6 1 K	31/352	
A 6 1 K	31/192	
A 6 1 K	9/19	
A 6 1 K	9/14	
A 2 3 L	1/30	A

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月21日(2017.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象における胃腸腫瘍の形成を阻害する、胃腸腫瘍の成長を阻害する、胃腸腫瘍の転移を阻害する、あるいは胃腸癌を治療または予防する；対象における1つまたは複数の腫瘍

性胃腸細胞のアポトーシスを誘導する；胃腸癌治療に対する対象の応答性を増加させる；胃腸癌治療に対する対象の胃腸腫瘍の感度を増加させる；治療に対して抵抗性である対象における1つまたは複数の胃腸癌細胞を再感作する；胃腸癌を患う対象の腫瘍性細胞の胃腸癌治療に対する抵抗性を少なくとも部分的に逆転する；胃腸癌を抱えた患者の胃腸癌治療に対する抵抗性を完全にまたは部分的に逆転する；あるいは胃腸癌治療に対して抵抗性である、または抵抗性であるかもしくは抵抗性になると予測される、胃腸癌を抱えた患者の1つまたは複数の腫瘍を、胃腸癌治療に対して再感作する；または消化管の健康状態を改善する

際に使用するための、プロポリスおよびシクロデキストリンを含む組成物であって、(a)プロポリスがシクロデキストリンに完全に内包されており、

(b)シクロデキストリンが - シクロデキストリンであるか、または化学修飾 - シクロデキストリンであり、かつ

(c)プロポリスが約5mg/g未満のC A P E濃度、および10mg/gを超えるピノセムブリン濃度を有する、組成物。

【請求項2】

少なくとも1つの追加の治療薬を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記プロポリスがプロポリス抽出物もしくはフラクションであるか、または前記プロポリスがロウを含まないか、または前記プロポリスがヨーロッパ産もしくはポプラプロポリスである、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記組成物が約10重量%～約50重量%のプロポリスを含むか、または前記組成物が約10重量%～約50重量%のプロポリス抽出物もしくはフラクションを含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

前記組成物が、約10重量%～約50重量%のプロポリス、約10重量%～約40重量%のプロポリス、約10重量%～約30重量%のプロポリス、約15重量%～約25重量%のプロポリス、約15重量%～約30重量%のプロポリス、約15重量%～約40重量%のプロポリス、約15重量%～約50重量%のプロポリス、約20重量%～約30重量%のプロポリス、もしくは約25重量%のプロポリス、もしくは約30重量%のプロポリスを含むか、または前記組成物が、約10重量%～約50重量%のプロポリス樹脂、約10重量%～約40重量%のプロポリス樹脂、約10重量%～約30重量%のプロポリス樹脂、約15重量%～約25重量%のプロポリス樹脂、約15重量%～約30重量%のプロポリス樹脂、約15重量%～約40重量%のプロポリス樹脂、約15重量%～約50重量%のプロポリス樹脂、約20重量%～約30重量%のプロポリス樹脂、もしくは約25重量%のプロポリス樹脂、もしくは約30重量%のプロポリス樹脂を含む、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

前記組成物中のシクロデキストリンに対するプロポリスのモル比が約1：1以下である、請求項1～5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

プロポリスおよび - シクロデキストリンを含むか、プロポリスおよび - シクロデキストリンから本質的になるか、またはプロポリスおよび - シクロデキストリンからなる組成物であって、プロポリスがシクロデキストリンに完全に内包されている組成物。

【請求項8】

前記ヨーロッパ産プロポリスが、約5mg/gを超えるガランギン濃度、および約3.5mg/gを超えるクリシン濃度を有する、請求項3に記載の組成物。

【請求項9】

前記組成物が、カフェイン酸フェニルエーテル(C A P E)、カフェイン酸、ピノセムブリン、カフェ酸ベンジル、クリシン、ガランギン、およびピノバンクシン - 3

- アセテートのうちの3つ以上を含む、請求項 1 ~ 8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 10】

前記組成物が、約 1 m g / g を超えるガランギン濃度を有し、前記組成物が、約 1 m g / g を超えるクリシン濃度を有し、かつ前記組成物が、約 1 m g / g を超えるより高いピノパンクシン-3-アセテート濃度を有する、請求項 1 ~ 9のいずれか一項に記載の組成物。